

自動車検査証、自動車損害賠償責任保険の有効期間満了日以後の公用車の公務使用について

戸田市水安全部水道施設課が管理する公用車1台（小型貨物自動車）について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していた事案が判明しました。

本市の信用・信頼を損ねたことを市民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように、再発防止を徹底してまいります。

1 概要

令和5年8月17日（木）、出勤してきた職員が車両に貼ってある車検のステッカーを見て、有効期限が過ぎていることに気がつきました。

自動車検査証の有効期間が切れた、令和5年6月26日（月）から8月16日（水）までの52日間、3人の職員が計62回、走行距離558キロメートルを公務で運転していました。自動車損害賠償責任保険の有効期間が切れていたのは、上記期間のうち7月26日（水）からの22日間です。

なお、当該車両は、車検満了日以後、運転中の事故はありません。

2 対応状況

- (1)直ちに当該車両の使用を中止するとともに水安全部が管理する全ての公用車について、自動車検査証の有効期間が切れた車両のないことを確認しました。
- (2) 令和5年8月17日（木）に蕨警察署へ報告しました。
- (3) 当該車両の継続検査手続きを法に基づき進めています。

3 再発防止策

- (1)公用車を運転する職員が携行する運転日誌に自動車検査証の有効期間満了日を明示し、使用前に自動車検査証の有効期間満了日の確認を徹底します。
- (2)水道施設課が管理する公用車の車検満了日を毎月突合し、満了日前に車検を実施します。
- (3)水道施設課が所管する車両の車検満了までの進捗を一元的に管理し、職場内共有スケジュールを用いて、複数の職員による確認を徹底します。

問い合わせ（担当）：水道施設課（施設担当）

048-229-4638